

平成 29 年 11 月 14 日、新橋の航空会館において業務研修会を行ないました。

冒頭、岡本会長は業界関係のニュースとして「ノーベル平和賞を受賞したグラミン銀行が日本進出を検討しているようです。グラミン銀行は融資を受ける条件が“連帯責任”を持つ 5 人を集めることだけ。もし実現するのなら日本でどのように事業展開していくのか注視していきたい。また、日本信用情報機構 JICC において、手形割引を行う際に同意書をもらえば割引依頼人の情報照会が可能となりました。照会後は登録の必要もなく、支払能力調査の一環として利用することができるようになりました。」と挨拶され、研修会へ移りました。

平成 29 年度 業務研修会

“融資業務の拡大に向けて 債権法改正を好機として”

講師 新和法律事務所
弁護士 明石 法彦先生

研修会は債権法について大きな変更点の説明だけでなく、今回の改正が業務へどのように関係するのか、という観点から講義が始まりました。



1、第三者保証について

今回の民法改正により、第三者保証をつける契約の場合、公正証書が必要となる。保証人保護の観点から公証人からの保証意思確認は厳しくなるうえ、公正証書を作成しても執行認諾文言をつけることはできない。そのため信用保証手段として第三者保証をつけることは減少していこう。ただし、以下の場合には第三者にあたらなため、保証の際に公正証書は必要ないと説明されました。

第三者とは誰をさすか？

13

第三者にあたらななもの

- 1 主債務者の取締役等
- 2 主債務者の議決権の過半数を有する株主
- 3 個人事業主が主債務者の時の共同事業者および現に事業に従事する配偶者

そこで明石先生は、無効になるリスクもあるが、主債務者が法人の場合、臨時株主総会を開いて保証人を取締役登記してしまえば公正証書の作成を避けることが可能ではないかと考えた。対して主債務者が個人事業主の場合、「共同事業者」や「事業に従事する配偶者」の部分において範囲の問題が出てくる為、公正証書を作成した方が確実であるとも述べられました。

2、債権譲渡について

従来		改正後
将来債権は譲れない	→	将来債権の譲渡も可能に
譲渡禁止特約違反の譲渡は無効	→	特約違反の譲渡であっても有効

債権担保の重要性と実務的ニーズの高まりが、将来債権の譲渡や今まで債権担保を阻んでいた譲渡禁止特約の変更に繋がっている。特に、譲渡禁止特約については今まで原則無効だったものが、譲渡禁止特約がついていても債権譲渡は有効と整理されたので、今後は債権譲渡融資が進むのではないかと説明されました。

3、融資（消費貸借）について

現行法では、「融資契約の成立には金銭の受け渡しが必要」であったが、改正法では、「合意によって融資契約が成立」するように改正される。このため、以下の事に留意する必要があると述べられました。

合意によって融資契約が成立するため、貸主は、契約書の調印時点で融資義務を負うことになる。合意後に粉飾決済や資力の変更などであっても既に契約は成立しているため借主に融資しなければならない。そのため合意から金銭授受までに時間があるならば、事情変更への対応をしなければならない。例えば、①資力等の前提条件を契約書に明記する②契約書に金銭の授受を条件化するなど挙げられました。

公正証書が要らない第三者か？ 15

- 1 取締役等
取締役であれば、業務に関係していなくても構わない
- 2 公正証書の作成を避けるために取締役登記したらどうか？

どう変わったか？ 25

今までは、譲受人が特約を知らないことが必要
⇒紛争になりがち

改正により、譲渡自体は認められる✿

実務上の留意点 34

- 1 貸主が契約書の調印時点で融資義務を負う
↓
金銭授受までの間の事情変更への対応
↓
① 前提条件を明記（資力等）
② 契約書に金銭の授受を条件化

また、改正後の法律には“期日前弁済”の規定が新設され、「期日前弁済によって貸主に損害が生じたときは、貸主は損害賠償請求できる」としている。これについて、“利息相当額は損害ではないのではないか”と改正前に議論されていた。繰上げ弁済における損害金を人件費や手間賃など具体的に、明記した方がいいのではないかなどと説明され、ご講演を終わりました。

期限前弁済規定の新設

35

(改正後) 期限前弁済に対しては、貸主は、損害賠償請求できる

Q 損害とは何か？

A 利息相当額は損害ではない？

研修会終了後、高木副会長は債権法改正を貸金業者向けに特化して講演いただいた。とても有意義な研修会だったとお話になり、閉会しました。

商業手形割引における信用情報照会 (JICC)

平成 29 年 10 月より、JICC において手形割引に係る支払能力調査（割引依頼人）の為の信用情報照会が可能になりました。

STRAS-BL（法人）を照会

照会目的…契約照会

商品種別…手形貸付 ※代表者に保証人としての同意書をもっている、割引申込人と根保証契約を結んでいるなど様々な取引形態が考えられますが、貸金業者が割引をする場合の調査のため手形貸付になるそうです。

STARS-II（個人）を照会

照会機関…自機関・CIC（貸金）

照会対象…保証人

照会目的…契約照会

取引形態…事業用資金または新規事業用資金 ※担保の有無にかかわらず

- ・ STRAS-BL・STARS-II どちらを照会する場合にも、情報取扱同意書が必要になります。
- ・ 割引依頼人以外の手形振出人や裏書人の照会は不可となっています。
- ・ 手形割引における照会をした後の登録は不可となっています。

詳細に関するお問い合わせは JICC 会員サービス部（TEL:03-5289-0222）にお願い致します。

平成 30 年 1 月 1 日発行の東経情報に当協会副会長の高木様の記事が掲載されましたので同封いたします。

N B F A 会員名簿

(平成 3 0 年 1 月現在)

会社名	都道府県	会社名	都道府県
株式会社フジコー	北海道	株式会社エバーレンディング	東京都
小畑平蔵商事株式会社	宮城県	栄光商事株式会社	神奈川県
株式会社クレイリッシュ	埼玉県	奥田商事株式会社	愛知県
K A Z A M A 株式会社	千葉県	龍実商事株式会社	大阪府
株式会社イチビル	東京都	株式会社日証	大阪府
株式会社日本保証	東京都	三鷹産業株式会社	大阪府
株式会社ジャパン・ファイナンス・ソリューションズ	東京都	株式会社大商	和歌山県
株式会社トービル	東京都	有限会社中島商事	島根県
日エム商事株式会社	東京都	株式会社アルクレイン	岡山県
株式会社 B I G サービス	東京都	株式会社三及	広島県
株式会社湊屋商事	東京都	株式会社大黒屋	長崎県
エスクローファイナンス株式会社	東京都		



全国事業者金融協会
National Business Finance Association

発行人 NBFA 会長 岡本 強

編集人 NBFA 事務局 那須野 佑奈

〒243-0432

神奈川県海老名市中央 1 丁目 19 番 25 号フェリーチェ・レガーロ 201 号 栄光商事(株)内

HP : <http://www.nbfa.co.jp>

TEL : 046-205-0215 FAX : 046-233-8990 E-Mail : info@nbfa.jp